

令和6年度 第1回 富里市介護保険運営協議会

招集年月日	令和6年8月9日(金)	
招集の場所	すこやかセンター2階会議室1	
開会・閉会の時間	開会	令和6年8月9日 午後1時45分
	閉会	令和6年8月9日 午後2時35分
◎会長 ○副会長	氏名	出欠等の別
	皆川 高	○
	佐々木 佳代	○
	高崎 啓子	○
	丹 さく子	○
	石井 みちよ	○
	◎宮川 朱実	○
	我妻 道生	×
	田村 由紀	○
	清宮 操子	○
	土屋 和秀	○
	○土屋 亮太	○
	山田 悦美	○
事務局	課長 河野 浩之	
	主査 塙 裕樹	
	主査 藤崎 高子	
	主査 戸村 由貴子	
	主査 戸村 由美子	
議題	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり	

令和6年度第1回富里市介護保険運営協議会 会議次第

日 時 令和6年8月9日（金）

午後1時45分から

場 所 すこやかセンター2階会議室1

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 会長あいさつ

4 議 題

- (1) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗について
【資料4】（P60～P62）

5 報 告

- (1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告
【資料1】（P1～P20）、【資料2】（P21～P54）
- (2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告
【資料3】（P55～P59）

6 そ の 他

7 閉 会

令和6年度第1回富里市介護保険運営協議会 会議録

1. 開 会
 2. 委嘱状の交付
 3. 会長あいさつ
 4. 議 題
 5. 報告事項
 6. そ の 他
 7. 閉 会
-

1. 開会

(事務局) 本日の会議におきましては委員11名出席。介護保険条例第16条の規定による過半数の出席を満たしておりますので、会議の成立を満たしますことをご報告させていただきます。傍聴希望者がいないことを合わせてご報告させていただきます。

2. 委嘱状の交付

(事務局) 次に次第に沿って、2. 委嘱状の交付でございます。

今回は運営協議会委員の一部改選がございまして、医療法人徳洲会の地主貴美恵氏が令和6年5月31日をもって、介護保険運営協議会委員を退任されたことにより、令和6年6月1日から医療法人徳洲会の山田悦美氏を後任として委員委嘱するものです。

山田委員の任期が前任者の残任期間となりますので、令和6年6月1日より令和7年7月31日までとなっております。

山田委員は前の方をお願いいたします。

【委嘱状交付】 高齢者福祉課長から委嘱状交付

ありがとうございました。よろしくをお願いいたします。それでは次第に沿って進めさせていただきます。はじめに会長よりご挨拶をよろしくをお願いいたします。

3. 会長あいさつ

(会 長) ～会長あいさつ～

(事務局) ありがとうございました。

4. 議題

(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について

【資料4】

(事務局) それでは議題の方に入らせていただきます。介護保険条例第16条の規定に基づき今会議の議長は会長をお願いいたします。

(議 長) それでは議事に移ります。議題(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況について、事務局より説明願います。

(事務局) それでは、議題(1) 富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画進

捗状況についてご説明いたします。

資料4、60ページをご覧ください。

令和5年度の第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シートになります。

介護保険法により、市町村は都道府県が定めた様式により都道府県が定める期日までに市町村の取組状況と自己評価結果を報告することになっており、県に市から提出した資料となります。

表の左から3列目の第8期計画における具体的な取り組みとあります。第8期介護保険事業計画の中で基本施策としてあげているものです。隣の列になりますが、第8期計画での目標、その隣の列が令和5年度中に実施した事業内容、その隣の列が自己評価、これは実績を「◎」「○」「△」「×」で評価しています。

数値目標があるものは、「◎」達成率80%以上、「○」達成率60%から79%、「△」達成率29%から59%、「×」達成率29%以下となっています。

なお、達成率が出しにくい場合や数値目標を設定していない場合は、「◎」達成できた。「○」概ね達成できた。「△」やや不十分。「×」達成できなかった

指標により自己評価しています。一番右の列が課題と対応策を記載しています。

資料には第8期計画期間の令和3年度から令和5年度の自己評価シートを添付させていただきました。令和3年度、令和4年度に関しては、全体的に令和2年度からの新型コロナウイルスの関係もあって、市民参加・市民向けのセミナーや出前講座などが、中止になったり、実施場所や実施時間を短縮したこともあり、目標値に対して実施内容が大きく下回ってしまった取り組みもございました。しかしながら、新型コロナウイルスが令和5年5月から2類から5類に下がったこともあり、令和5年度からは講座やセミナーの申し込みが大幅に増えている状況であり、引き続き対象者のニーズや実情に合った事業の実施を今後も検討していく必要がある状況でございます。議題1に関する説明は、以上です。

(議長) ありがとうございます。

ただいま、議題(1)について一括で説明がございました。質疑を行います。ご意見ご質問等ございましたらお願い致します。

(委員) 60ページの自己評価シートですが、介護保険事業としてのものだけが記載されている形なのですか。

(事務局) 資料には県に報告している自己評価シートを添付していて、介護保険事業計画に記載したもののうち、自己評価シートに沿って抜粋したもののみを記載しています。

(委員) 7番のバツになっているところなんかは、富里市内では一般介護予防事業の取組について、記載のもの以外にも、結構やっている印象があり、数をやっていると思っていたのですが、評価シートに沿っての一部のものであれば大丈夫です。

(議長) バツが付いていると気になりますよね。

(委員) 全然バツっぽくない、富里市としてはやっている印象があります。

(議長) 他に質疑はありませんか。

(委員) 番号2のところの訪問型サービスBとは具体的にどんな内容の事業なのでしょうか。

(事務局) 住民主体の日常生活支援サービスとなっております、市内2か所行われていて、日吉台地区で1か所、社会福祉協議会で1か所ということで、社会福祉協議会の方は市内全域を対象に活動を行っていただいております。要支援1、要支援2の方を対象に、ボランティアという形で地域の方々が高齢者を支えていく事業ということで実施させていただいております。

(委員) 今のところで、訪問型5事業所、14事業所、これはどういう意味ですか。14事業が緩和型をやっているということでは、ないのですか。

(事務局) 緩和型ではなく、事業所の数を記載させていただいております。

(議長) 他に質疑はありませんか。・・・(なし)
無いようですので、これで質疑を終わります。
以上を持ちまして、本日の議題は終了しました。
委員の皆様には、議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお戻しします。

5. 報告事項

(1) 富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告

【資料1】【資料2】

(2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告

【資料3】【資料4】

(事務局) 会長ありがとうございました。

それでは、続きまして次第の4報告です。

各分科会からのご報告をお願いします。

まずは(1)富里市地域包括支援センター等運営協議会からの報告をお願いします。

(委員) それでは、先ほど開催された、分科会1、地域包括支援センター等運営協議会の内容について、報告させていただきます。

資料1、1ページをご覧ください。

地域包括支援センターの令和6年3月末日の設置状況、各センターの人員となります。

次に、2ページをご覧ください。

総合相談については、全体としては9,231件の相談件数でございました。前の年度と比較しますと416件の減少となっております。

次に8ページから12ページまで、委託型地域包括支援センターの活動実績でございます。令和5年度も各包括において、地域ケア会議などの開催や介護予防支援業務のほか、自主活動としての各種事業活動を実施しております。

次に14ページは、認知症初期集中支援チームの相談件数等となっております。

令和6年3月末日で相談件数は582件、チーム員会議は12回、支援開始ケース11件でした。

次に15・16ページは、「一般介護予防事業」、17ページは、「介護給付等費用適正化事業」、18ページは、「医療・介護連携推進事業」、19ページは、「認知症対策事業」の実施状況になります。

次に20ページの生活支援体制整備事業でございますが、各地域包括支援センターごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足しているサービスの創出や担い手の養成、関係者との情報共有や連携体制づくりを進めております。

引き続きまして、地域包括支援センター等の評価について、説明させていただきます。

資料2、21ページをご覧ください。

市内4か所にあります、委託型地域包括支援センターの事業評価の総括表となります。

次の22ページから41ページまでが、各地域包括支援センターの事業評価の総括表及び実績評価表になります。

令和元年度からの試みとして、地域包括センター職員が評価基準を基に、業務の実施状況等の振り返り、自己評価を行いました。

この自己評価と、年間事業実績報告書に基づき、担当者ヒアリングを実施した後、実績評価表の9項目に沿って3段階で採点、総合的な評価を点数化し、成果や課題の確認を行いました。

評価点の合計割合は、北部包括支援センター97%、中部東包括支援センター95%、中部西包括支援センター82%、南部包括支援センター85%でした。

次に、42ページをご覧ください。

市内4箇所の生活支援体制整備事業評価の総括表になります。次の43ページから54ページまでが、市内4箇所の生活支援体制整備事業委託評価の総括表及び実績評価表となります。

実績評価は6項目としており、具体的な評価方法、評価者は、先程の包括支援センター事業と同様です。評価点の合計割合は、北部包括支援センター96%、中部東包括支援センター89%、中部西包括支援センター85%、南部包括支援センター94%でした。

報告事項(1)に関する説明は、以上です。

(事務局) 続きまして(2) 富里市指定居宅介護事業所等指導・監査連絡協議会からの報告をお願いします。

(委員) 資料の55ページからの説明になります。

集団指導のスケジュールとなります。

地域密着型事業所、居宅介護支援事業所ともに今年度3月に予定しています。

次のページ、56ページ、57ページ、市内指定居宅介護支援事業所運営指導予定一覧と地域密着型事業所の運営指導予定一覧です。

令和6年度は在宅介護支援センター龍岡、指定居宅介護支援事業所九十九荘、居宅介護支援事業所つばめを予定しているとのことです。居宅介護支援事業所つばめに関しては、今回実施の報告が上がってきています。

地域密着支援事業所につきましては、令和6年度はイルカの家デイサービス、宅老所あきばさん家を予定しています。

次のページ、居宅介護支援事業所つばめの運営指導の結果となります。

概ねケアプラン点検も基準を満たしているとのことでした。修正点としては苦情窓口については、富里市の総合窓口ではなく、富里市高齢者福祉課の直通の番

号に修正するように指示がありました。

質問については、委員からケアプラン点検は運営指導と一緒に行うのですかと質問がありました。事務局からケアプラン点検は居宅の運営指導の時にもやっていますとの回答がありました。

指導の回数今は6年に一度ですが、6年に一度ではなく、回数を増やしていきたいとの方向で進めていきたいというような説明がありました。また、不適切な事例等が市に入っていますかとの質問があり、苦情等については3月の集団指導で説明をさせていただきますとの説明がありました。

委員より情報提供で市内9事業所あるが、1事業所が休止中であるとのこと、今年度中に退職するケアマネもいると、非常にケアマネ不足が深刻化することが予想されると話がありました。ケアマネ不足に対応するために、一人のケアマネが抱える件数を49件までとしているが、49件も回すというのは、どうやるのか、回せないのではないかと、とても疑問に思うとの意見がありました。一日3件の訪問をするというのは、とても不可能なのではとの意見がありました。

介護相談員として市内事業所を回っているのだけれど、小さな事業所は行くたびに対応してくれる職員が違うので、前の職員はどこにいきましたか？と尋ねると、もう辞めましたというような事業所が多いとの意見がありました。職員を教育していくのに苦勞している。それと同時に全体的な介護の質が落ちているのではないかと心配になるとの意見がありました。

(事務局) 皆様から何か意見ありますか。

(会 長) 大変なケアマネ不足だと思うのですが、だいぶ前から改善を言っているけど、変わらないのはどういうことなのか。これから、高齢者、一人暮らしが増えていくのが分かっているのに、どういうことかなと思います。一生懸命やっていたいる事業所が潰れますよ。富里を良くしたいと思ってやっているんです。市役所もしっかりと考えてほしい。

(事務局) 分科会でもそういった話題ございまして、昨年度もケアマネ不足というところで、ケアマネの処遇改善であったり、引き続き効果的な施策の研究を進めてまいります。

(会 長) ずっと言っているのですけどね。お願いしますよ。

(委 員) 市内の居宅介護支援事業所の数が、先ほどの報告でもありましたが、市内9事業所ありましたが、1事業所が閉鎖して、8事業所、ケアマネの数は26名、資料だと56ページ、あずみ苑中沢が休止しています。地域のケアマネの業務実態は気になるので、よく確認はしているのですが、今年度中に退職する意向の方が4名くらいいらっしゃる。それと高齢であるとの理由で資格を更新しないケアマネさんが1人。そうすると26名中、全部で5名お辞めになる。新しく介護支援専門員になっていただける方がいなければ、かなり厳しい状況であると。介護支援専門員が一人当たりの受け持ち件数は、現在は法律が改正されて44件まで持てることになっていて、条件付きで49件まで持っていていいことになっています。電話してみんなに今何件くらい持っているのですかと聞くと、一番持っている方で49件。49件って自分が持つとなると、どうやってやるのか。自分が介護支援専門員として働いていたころは30件そこそこでいっぱいいっぱいという状況

でした。とても49件は持ちきれない。49件持っていいたら、全員その方たちを毎月回らなければならなくて、お会いしなければならぬし、その記録をしなくてはならないし、トラブルがあれば対応で1日かかってしまうこともある。本来回らなければならなかった方はその翌日となる。そう考えるととても49件は持てない件数。全国平均を調べたことがあるのですが、31、32くらいです。国はどんどん緩和はするのですが、緩和したところで、持てない。持ったら業務は終わらないといった状況ではある。今後ケアマネが減る見込みであれば、人材確保と定着というのは、取組としてはやっていかなくてはいけない。参考に他の自治体では介護支援専門員にどんな支援をしているか調べたのですが、あまりなくて。東京都で令和6年6月から、「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」という事業が始まりました。そこで手当額が月額1万円。勤続5年目までの職員にはさらに1万円というのが、東京都独自で始まりまして、国が必要な見直しを講じるまでの間実施しますと。今まで介護職員ばかりであったが、介護支援専門員を含めたものを始めています。

(会長) 国も真剣に考えていただかないと。これで介護保険等、どれだけ税金取られるのか。みんな生活するだけで精一杯ですよ。根本的にみんなで考えましょうよ。

(事務局) 県内で介護支援専門員に補助を行っているのは昨年度から柏市がございます。東京都ですが、今回の第9期計画の介護報酬の改定の段階で、介護支援専門員に対しての処遇改善について、国に要望書を提出しています。そのあと、東京都が都として介護支援専門員の処遇改善を行う、千葉県が処遇改善を県でやるのと同じことで驚きました。これまでも国の動向を注視してきました。市としても介護支援専門員の処遇改善について意識してまいります。国にも機会があれば、要望をしていきたいと考えております。ただ、自治体での精査というよりも国がしっかりとした基盤を作った上で自治体の実施主体とならないと、さらにその上で介護支援専門員の支援体制を整えなければと考えています。

(委員) たぶん、富里市内の事業所はどこも苦しいです。同じ求人の中に成田市、酒々井町が並んだ時に、はっきり言って人を確保するのが困難で、だから人がころころ代わっているという状況がある。社協や龍岡、九十九荘はローカル企業ですから、成田市に本店があって、富里市に支店を出している事業所とは違うということを理解していただかないと。よろしくお願いします。

(事務局) 他にございますか。

6. その他

(事務局) 無いようであれば、次にその他でございますが、事務局からはありませんが、皆様から何かございますか。

(委員) お願いですが、開催通知を早く出してほしい。他の会議との調整もあるのでお願いしたい。

(事務局) 可能な限り早く送付するように努めます。

7. 閉会

(事務局) 他にございませんか、無いようであれば、本日の会議は以上で終了とさせていただきます。